

# 退職金規程

第 一 条【目的】この規程は就業規則第四十五条に基づき株式会社リバストーンモデル（以下会社という）に勤務する従業員の退職金に関する事項を定めたものである。

第 二 条【退職金の支給範囲】従業員が退職した場合は本規程により退職金を支給する。但し、次の各号に該当する者についてはこれを適用しない。

- (1) 臨時に雇い入れられる者
- (2) 日々雇い入れられる者
- (3) 嘱託雇用者
- (4) 勤続3年未満の者

二. パートタイマーに対する退職金は支給しない。

第 三 条【退職金の支給条件】退職金は満3年以上勤務する従業員が次の各号の一に該当し、退職する場合に支給する。

- (1) 自己都合によるとき
- (2) 会社都合によるとき
- (3) 定年のとき
- (4) 傷病により勤務に耐えられないと認めるとき
- (5) 休職期間が満了したとき
- (6) 取締役就任したとき

第 四 条【退職金の計算方法】退職金は、算定基礎額（基本給）に別表の勤続年数に応ずる支給率を乗じて算出した額とする。

二. 自己都合により退職する場合は、別表の勤続年数に応ずる支給率より算出した額に70%を乗じた額を支給する。

第 五 条【勤続年数の計算方法】退職時における勤続年数は、次の各号の通りとする。

- (1) 勤続年数は、入社から退職日までとする
- (2) 勤続年数に1年未満の端数が生じた場合は、月割で計算し1ヵ月未満の端数は1ヵ月とする

二. 休職期間または特別の事由により勤続を中断された期間はこれを勤続年数に算入する。但し、次の各号に該当する期間については、勤続年数に算入しない。

- (1) 就業規則第三十七条第一項第一号並びに第二号及び第六号第七号の定めにある自己都合による休職期間
- (2) 就業規則第三十七条第一項第一号のうち業務外の事由による傷病での

休職期間

(3) 就業規則第三十七条第一項第五号に定める公職就任休職期間

(4) 満50歳に達した後の期間

第 六 条【退職金の端数計算】退職金の最終計算に於いて、1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り上げる。

第 七 条【退職金の減給または不支給】次の各号の一に該当する場合は、退職金を減額または支給しないことがある。

- (1) 就業規則第五十一条により懲戒解雇または諭旨解雇されたとき
- (2) 不法行為または就業規則その他の当社規則に違反する事由により退職するとき
- (3) 退職後、支給日までの間に於いて懲戒処分または就業規則等違反に相当する事由が発見されたとき
- (4) 自己都合により退職する従業員が就業規則第三十六条に定める手続きを経ず退職または就労を拒否し或いは他に雇用されたとき、および解雇された従業員が就業規則第三十六条第二項の定めに従わないとき

第 八 条【退職金の支払い方法】退職金は原則として一括払いとする。但し、退職金を受け取る者の同意を得て分割支払いすることがある。

二. 会社は退職金支払いのため金融機関等と共済契約・保険契約を締結してこれを充当することがある。この場合には第四条に基づき算出された額から共済等により充当された額を控除した残りの額を支払う。

第 九 条【退職金の支払い先】退職金は直接本人に支払うものとする。但し、本人が死亡した場合はその退職金は死亡当時本人の収入により生計を維持していた遺族に次の順位で支給する。なお、同順位の遺族が二人以上いるときはそのうち一人の代表者に支払う。

- |      |     |
|------|-----|
| 第1順位 | 妻   |
| 第2順位 | 子   |
| 第3順位 | 父母  |
| 第4順位 | 孫   |
| 第5順位 | 祖父母 |

第 十 条【退職慰労金】在職中に特に功労のあった者または勤務成績が優秀であった者には、退職慰労金を支給することがある。退職慰労金の額は第四条で定めた退職金額の1割を目安としてその都度定めるものとする。但し、第七条各号に該当する場合は支給しない。

第 十 一 条【退職金の支給日】退職金は原則として退職日より90日以内に支給するものとする。

付 則

1. この規程は平成 23年 7月 1日から実施する。
2. この規程を改廃する場合には、従業員代表者の意見を聞いて行う。

改正 平成31年 2月1日

(別 表)

支給率表

勤 続 年 数	支 給 率	勤 続 年 数	支 給 率
満3年未満	0.0	13年	7.7
満 3 年	0.7	14年	8.4
4 年	1.4	15年	9.1
5 年	2.1	16年	9.8
6 年	2.8	17年	10.5
7 年	3.5	18年	11.2
8 年	4.2	19年	11.9
9 年	4.9	20年	12.6
10年	5.6	21年	13.3
11年	6.3	22年	14.0
12年	7.0	23年以上	14.0